## 高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年５月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

１．⑶⑱のうち、イ、ニ、ヨ及びタを削り、レをイに、ソをニに、ツをヨとする。

１．⑶⑱トを次のとおり改める。

ト　2025静岡ドライブプラン

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大４日間に、㈡に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入若しくは流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

| 最大日数 | 軽自動車等 | 普通車 |
|---|---|---|
| ４日間 | 14,600円 | 18,300円 |

㈠　実施する期間

令和７年６月１日から令和８年２月28日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

㈡　適用区間

磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、上信越自動車道の更埴ジャンクションから上越ジャンクションまで、長野自動車道の安曇野インターチェンジから更埴ジャンクションまで、日本海東北自動車道の新潟空港インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから名立谷浜インターチェンジまでの区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまで、中央自動車道西宮線の双葉スマートインターチェンジから伊北インターチェンジまで、中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで及び六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから島田金谷インターチェンジまで及び新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで、第一東海自動車道の富士川スマートインターチェンジから相良牧之原インターチェンジまでの区間。

㈢　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．⑷③イのうち、「イ又はハからツまでのいずれかの企画割引」を「イ又はハからヨまでのいずれかの企画割引」に改める。

１．⑷③ロのうち、「イ又はハからツまでの企画割引」を「イ又はハからヨまでの企画割引」に改める。